

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 告 示 解除予定保安林
牛の人工授精講習会の実施
豚コレラ予防に関する移入禁止区域の指定
牛の結核、ブルセラ病の検査並びに肝てつ
検査及び駆除の実施
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良事業の認可
第三次二等陸、海、空士の募集
鳥取県農業会議会議員の定数

告 示

鳥取県告示第四百六十二号

次の保安林を解除予定保安林にしたから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告

示する。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岩美郡福部村大字細川字高浜七二六ノ三四一、七二六ノ四四四、七二六ノ四七六から五〇八まで地番所在の森林

指定の目的 飛砂防備のため
解除の理由 指定理由の消滅
申請者 福部村長

鳥取県告示第四百六十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号に規定する牛の人工授精講習会を次のように実施する。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

期日	午	科	前	午	後	目	開催地
九月七日		関係法規	午前八時から 午前十二時まで		午後一時から 午後三時半まで		東伯郡赤碕町 鳥取県種畜場
〃 八日		繁殖生理	午前八時から 午前十二時まで		午後〇時半から 午後三時半まで		〃
〃 九日		生殖器解剖 生殖器解剖実習	午前八時半から 午前十二時半まで		午後六時半から 午後九時まで		〃
〃 十日		家畜改良と登録 胎生遺伝概論	午前八時から 午前十一時まで		午後一時から 午後六時まで		〃
〃 十一日		人工授精	午前八時から 午前十二時まで		午後一時から 午後六時まで		〃
〃 十二日		人工授精	午前八時から 午前十二時まで		午後一時から 午後六時まで		〃
〃 十三日		人工授精実習	午前八時から 午前十二時まで		午後一時から 午後六時まで		〃

〃 十四日	人工授精実習	午前八時から 午前九時まで	精液精虫検査法	午後一時から 午後六時まで	〃	〃
〃 十五日	発情鑑定実習	午前九時から 午前十二時まで	修業試験	午後一時から 午後六時まで	〃	〃
〃 十五日	修業試験	午前八時から 午前十二時まで				

鳥取県告示第四百六十四号
豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域として静岡県を指定する。
昭和三十四年八月二十八日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十五号
次のように牛の結核、ブルセラ病の検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。
昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核、ブルセラ病及び肝てつ予防のため
二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核及びブルセラ病検査…搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。
ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
肝てつ検査及び駆除…牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。
四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法
 結核病……ツベルクリン皮内反応検査
 ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び試験管法検査
 肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
 肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与
 査法

実施時期	実施区域	実施場所
八月二十八日	東伯郡関金町山守地区	山守家畜検査場
八月三十一日	南谷	南谷
九月一日	南谷	南谷
九月一日	倉吉市	矢送
九月一日	高城	矢送
九月二日	上小鴨地区	高城
九月二日	小鴨	上小鴨
九月七日	東伯郡三朝町三朝	三朝
九月七日	三朝	三朝
九月七日	三朝	三朝

五日	八日	小鹿	小鹿
七日	十日	旭	旭
八日	十一日	羽合町長瀬	長瀬
八日	倉吉市西郷	泊村	泊
八日	倉吉市西郷	東郷町花見地区	花見
八日	倉吉市西郷	西郷	西郷
九日	倉吉市西郷	上井	上井
九日	倉吉市西郷	上北条	上北条
九日	倉吉市西郷	灘手	灘手
九日	倉吉市西郷	北谷	北谷
十一日	倉吉市西郷	北谷	北谷
十一日	倉吉市西郷	社	社
十一日	倉吉市西郷	東伯郡北条町下北条	下北条
十二日	倉吉市西郷	中山町中山	下中山
十二日	倉吉市西郷	中山町中山	下中山
十二日	倉吉市西郷	中山町中山	下中山
十四日	倉吉市西郷	東伯町古布庄	古布庄
十五日	倉吉市西郷	上郷	上郷
十五日	倉吉市西郷	赤碕町以西	以西
十六日	倉吉市西郷	赤碕町以西	以西
十八日	倉吉市西郷	赤碕町以西	以西
十八日	倉吉市西郷	東伯町下郷	下郷

十九日	浦安	浦安
二十二日	八橋	八橋
二十三日	岩船	岩船
二十六日	大栄町大誠	大誠
二十六日	赤碕町赤碕	赤碕
二十八日	成美	成美
二十八日	大栄町栄	栄
二十九日	由良	由良
二十九日	赤碕町種畜牧場	種畜牧場
二十九日	安田地区	安田家畜検査場

鳥取県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、般若土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十四年八月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

理事	福井 貞美	倉吉市般若
	高間 佐吉	
	佐伯 富雄	
	佐伯 道貫	
	佐伯 宗平	
	福井 秀義	
	福井 秋男	
	佐伯 賢市	
	福井 幹夫	
	佐伯 繁	
	高間 久志	
	佐伯 稔	
	佐伯 一夫	
	朝倉 英男	倉吉市岡
	高間 義信	般若
	細田 光雄	岡
監事		

昭和三十四年七月九日申請人において選任の結果七月九日就任、任期第一回総会まで退任した役員の名及び住所

理事	福井 貞美	倉吉市般若
"	高間 佐吉	"
"	佐伯 富雄	"
"	佐伯 道貫	"
"	福井 宗平	"
"	佐伯 秀義	"
"	福井 秋男	"
"	佐伯 賢市	"
"	福井 幹夫	"
"	佐伯 繁	"
"	高間 久志	"
"	佐伯 稔	"
"	佐伯 一夫	"
"	朝倉 英男	倉吉市岡
監事	高間 義信	般若

就任した役員の名及び住所

"	細田 光雄	岡
理事	福井 秋男	倉吉市般若
"	福井 幹夫	"
"	福井 宗平	"
"	高間 久志	"
"	高間 義信	"
"	佐伯 繁	"
"	佐伯 賢市	"
"	佐伯 富雄	"
"	佐伯 秀義	"
"	佐伯 政美	"
"	佐伯 一夫	"
"	佐伯 稔	"
"	朝倉 英雄	倉吉市岡
"	門脇 武平	"
監事	佐伯 道貫	"
"	福井 貞美	般若

昭和三十四年七月十七日第一回総会において総選挙の結果当選し、同日就任 任期二年

鳥取県告示第四百六十七号

岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十四年八月二十二日認可した。

昭和三十四年八月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十八号

昭和三十四年度等三次二等陸、海、空士の募集期間、応募資格及び試験科目は、次のとおりである。

昭和三十四年八月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間 昭和三十四年九月一日から昭和三十四年十月十日まで

二 応募資格

昭和十年一月二日から昭和十七年一月一日までの間に生れた（昭和三十五年一月一日現在十八才以上二十才未満）日本国籍を有する男子で、学校教育法に定める中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条の欠格条項に該当しない者

三 試験科目

中学校卒業程度の学力について行う筆記試験（国語（作文を含む）、数学、社会）、身体検査及び口述試験とする。

鳥取県告示第四百六十九号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十七条の二の規定による鳥取県農業会議会議員の定数を次のとおり定め、昭和三十四年八月十二日から適用する。

昭和三十四年八月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

<p>一 農地部会の会議員のうち 法第四十七条の二第二項第一号に該当する者の定数</p> <p>二 農政部会の会議員のうち イ 法第四十七条の二第四項第一号に該当する者の定数 ロ 法第四十七条の二第四項第四号に規定する法第四十一条第二項第四号に該当する者の定数 同 の定数</p> <p>同 の定数</p> <p>同 第六号に該当する者の定数</p> <p>三 振興部会の会議員のうち イ 法第四十七条の二第四項第一号に該当する者の定数 ロ 法第四十七条の二第四項第四号に規定する法第四十一条第二項第四号に該当する者の定数</p>	<p>十五人</p> <p>十三人</p> <p>七人</p> <p>二人</p> <p>二人</p> <p>十三人</p>	<p>る者の定数</p> <p>同 の定数</p> <p>同 の定数</p> <p>第六号に該当する者の定数</p>	<p>第五号に該当する者</p> <p>第七人</p> <p>二人</p> <p>二人</p> <p>七人</p>
---	--	--	---

昭和四年四月十五日第三
 認可
 発行日 火 金
 発 所 鳥取県鳥取市東町取
 刷 所 鳥取県鳥取市東町取